

平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳

費の月額の特例に関する法律案（衆第七号）（衆議院提出）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、この法律は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波等による災害によって、多数の人々が犠牲になり、多数の被災者が多大の苦難を強いられ今なお不自由な生活を余儀なくされている現状に鑑み、多くの国民と共に被災者の苦難を分かち合い、被災者の生活の早期の再建、被災地域の産業の早期の復興その他の被災地域の復旧復興に資するため、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「歳費法」という。）第一条の規定により受ける歳費の月額（以下単に「歳費の月額」という。）の減額の特例について定めるものとする。

二、議長、副議長及び議員の歳費の月額は、歳費法第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、歳費法第一条に規定する額からそれぞれ五十万円を減じて得た額とすること。

三、この法律は、平成二十三年四月一日から施行し、同年四月分から同年九月分までの歳費の月額について

適用すること。